

中土佐町農業委員会 会議事録

(令和5年度第5回 総会)

1. 開催日時： 令和5年8月29日（火） 午後4時00分 ～ 午後4時20分
その他を含めると午後4時35分終了

2. 開催場所： 中土佐町役場 4階第一委員会室

3. 出欠委員：	役職・番号	名前	出席	欠席
農業委員	会長	西岡 英男	○	
	会長職務代理者 1 番	政岡 妙	○	
	2 番	岩本 隼夫	○	
	3 番	下元 和恵	○	
	4 番	政岡 富生	○	
	5 番	政岡 直文	○	
	6 番	山岡 正治		○
農地利用最適化推進委員	1 番	有澤 明男		○
	2 番	岩崎 憲二	○	
	3 番	黒原 美一		○
	4 番	下元 勲	○	
	5 番	田上 敦之	○	
	6 番	野村 正幸	○	
	7 番	正岡 裕二	○	
	8 番	山本 孝志		○
合計			11 人	4 人

4. 議事日程： 第1号議案 非農地証明願について（3件）
その他1 地区委員からの報告及び提案等
その他2 事務局からの諸連絡等

5. 農業委員会事務局職員

山崎 正明
佐竹 和代

6. 議事参与の制限：

該当無し

議長	それでは令和５年度の第５回総会を始めます。慎重にご審議のうえ適正なご決定を頂きたいと思います。
議長	出席委員は１５名中１１名で総会は成立しております。議事録署名人ですが私の方から指名させて頂くことにご異議、御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということですので指名をさせていただきます。２番、岩本隼夫委員さん。３番、下元 和恵委員さん。よろしくお願いします。
議長	議案に入りたいと思います。 第１－１号議案、「非農地証明願」についてです。事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の政岡 妙委員さん、何かありましたらお願い致します。
政岡 妙委員	はい、現地は倉庫が建っており、昔から使用しています。特に問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。ただちに小休とします。 【小休中】
議長	正場に戻します。質疑は御座いませんか。 【発言無し】
議長	質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
議長	採決を致します。第１－１号議案、「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。 『異議無し』
議長	異議なしということなので、第１－１議案は許可されました。
議長	続きまして第１－２号議案、「非農地証明願」についてです。事務局より説明をお願いします。
事務局	【議案書の朗読及び説明】 許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	説明が終わりました。現地確認の政岡 妙委員さん、何かありましたらお願い致します。
政岡 妙委員	はい、申請地は車庫の入り口としてコンクリートで固めています。地目の変更の問題はないと思います。
議長	これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。

- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 議長 採決を致します。第１－２号議案、「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第１－２号議案は許可されました。
- 議長 続きまして第１－３号議案「非農地証明願」についてです。事務局から説明をお願いします。
- 事務局 【議案書の朗読及び説明】
許可判断については、調査書のとおりで、許可要件を満たしていると考えます。以上です。
- 議長 説明が終わりました。現地確認の黒原 美一委員さんが欠席なので、事務局から説明をお願い致します。
- 事務局 はい、申請地は最近まで建物が建っており作業場として使用されていましたが、現在は取り壊し使用されていません。現状農地に戻すのは難しいと思われるので、問題はないとのことでした。
- 議長 これより質疑に入りたいと思います。質疑は御座いませんか。
- 【発言無し】
- 議長 質疑が無いようですので、質疑を終わりたいと思います。
- 議長 採決を致します。第１－３号議案、「非農地証明願」について、許可することにご異議は御座いませんか。
- 『異議無し』
- 議長 異議なしということなので、第１－３号議案は許可されました。
- 議長 以上をもちまして、令和５年度第５回総会を閉会致します。引き続きその他の案件に移ります。

署名委員

署名欄

その他 1

地区委員からの報告及び提案等

地区の農地の使用状況について情報共有

その他 2

事務局からの諸連絡等

農業委員・農地利用最適化推進委員の改選について

来月の総会日程の確認

非農地証明願い 調査書

1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和5年度第5回 総会	第 1-1 号	令和5年8月16日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の Ⅱ に該当する	現地は、昔より宅地として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、 <u>人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過</u> しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	政岡 妙 委員
作成：	事務局 佐竹 和代

非農地証明願い 調査書

1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和5年度第5回 総会	第 1-2 号	令和5年8月16日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の Ⅱ に該当する	現地は、昔より雑種地として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、 <u>人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過</u> しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	政岡 妙 委員
作成：	事務局 佐竹 和代

非農地証明願い 調査書

1. 個人情報

	住所	名前
申請者		

2. 農業委員会に対する上程の内容

上程する総会	議案番号	調査日
令和5年度第5回 総会	第 1-3 号	令和5年8月16日
総評	高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)に該当するため、証明できると判断できる。	
特記事項	特になし	

3. 法外審査

項目	調査結果	備考
中山間直接支払い事業の協定地であるか	該当しない	
農業振興地域の農用地であるか。	該当しない	
農業者年金の特定処分対象農地か	該当しない	

4. 高知県農地法関係事務処理要領第12の2(1)における証明の対象の確認

項目	調査結果	判断理由
ア 農地法が施行された日（昭和27年10月21日）よりも前から非農地であった土地	左記項目の Ⅱ に該当する	現地は、昔より雑種地として使用されており、証明対象と判断できる。
イ 自然災害による災害地等で農地への復旧ができないと認められる土地		
ウ 昭和27年10月21日以降農地であった土地で、耕作不適耕作不便などやむを得ない事情によって10年以上耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧ができないと認められる土地		
エ 昭和27年10月21日以降、人為的に転用した土地で、転用事実行為から既に20年以上経過しており、その開発行為及び建築行為などにつき、他法令の許認可を受けているか又は、受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地		
オ 規則第29条第1号に該当する農業用施設等に転用された土地		
カ その他農地転用許可を要しない事案等で転用行為が完了している土地		

担当委員：	黒原 美一 委員
作成：	事務局 佐竹 和代